

## 新たなビジネスの展開について

新会社の執行体制及び本市業務を新会社に委託する必要性について説明します。

## 1 執行体制

## (1) 考え方

- ア 社員数は業務量に見合ったものとする。
- イ 技術水準の維持及び効率的な組織運営のため、水道局OBだけの組織にせず、広く人材を確保していく。
- ただし、設立当初については、本市の業務受託に必要な技術力やノウハウを有した水道局OB職員を中心にして運営することにより、会社の基礎を固める必要がある。
- ウ 技術継承、技術力の向上が図れるよう水道局や民間企業等との合同研修や人事交流を行う。

## (2) 10年間の事業スケジュール及び執行体制

## ア 施設の整備及び維持管理業務

	H22 1年目	H23 2年目	H24 3年目	H25 4年目	H26 5年目	H27 6年目	H28 7年目	H29 8年目	H30 9年目	H31 10年目
浄水場 運転管理	鶴ヶ峰	川井浄水場			県内他事業体					
給水装置工事 設計審査・完了 検査	横浜市内1方面				県内他事業体					
社員数(人)	14	27	27	42	25	39	49	49	49	49

## イ 研修事業及び国際関連事業

	H22 1年目	H23 2年目	H24 3年目	H25 4年目	H26 5年目	H27 6年目	H28 7年目	H29 8年目	H30 9年目	H31 10年目
研修事業	日水協技術継承研修									
	各種研修(水処理、漏水探知及び修繕等)									
	水道概論、設計コンサル育成講習、各種セミナー									
	「給水装置工事主任技術者」資格取得講座									
国際関連事業	JICA研修員受入事業									
	コンサルとの共同事業									
	JICA技術協力プロジェクト									
社員数(人)	2	2	3	3	4	7	9	12	13	13

## ウ 管理部門

	H22 1年目	H23 2年目	H24 3年目	H25 4年目	H26 5年目	H27 6年目	H28 7年目	H29 8年目	H30 9年目	H31 10年目
社員数(人)	3	3	4	5	5	6	7	7	7	7

## エ 合計

	H22 1年目	H23 2年目	H24 3年目	H25 4年目	H26 5年目	H27 6年目	H28 7年目	H29 8年目	H30 9年目	H31 10年目
社員数(人)	19	32	34	50	34	52	65	68	69	69

## 2 浄水場運転管理業務の新会社への委託

### (1) 新会社への委託の必要性

新会社の事業は、他の事業体の水道関連業務を受託することを柱としていますが、他事業体の業務受託にあたっては、2年から3年程度の業務受託実績が入札参加資格の必須条件となっています。

このためには、本市の浄水場運転管理業務を新会社へ委託する必要があります。

### (2) 委託における契約方法

随意契約

(根拠規定)

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

(契約の性質又は目的が競争入札に適さない)

### (3) 随意契約理由

ア 新会社の事業展開には業務実績が必要なため、本市浄水場の運転管理業務を新会社に委託し、実績を作る必要がある。

イ 当該会社は、本市浄水場の運転管理に関して、豊富な経験やノウハウを有した水道局OB職員が携わることから、本市全体の水道システムや施設の構造を把握しており、安全性及び安定性の観点から信頼性の高い運転管理が実施できる。

ウ 価格の算定についても他の民間企業と比較して適正なものとなっている。